

第 8 回 恵那市 農業委員会 総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 29 日 (木) 午後 1 時 30 分
2. 招集場所 恵那市共同福祉会館
3. 出席委員 (16 名)
- 会 長 9 番 林 広和
- 職務代理者 19 番 大島 政幸

委員	1 番	小坂 宏正	2 番	瀬瀬 美由紀	3 番	小栗 茂美
	4 番	三宅 一彰	6 番	小林 勝朗	7 番	曾我 佳奈子
	8 番	渡会 邦憲	9 番	林 広和	10 番	安江 建樹
	12 番	宮原 博	13 番	近藤 明德	14 番	梅本 信枝
	15 番	梅村 安範	16 番	水野 守文	17 番	保母 直彦
	19 番	大島 政幸				

4. 欠席委員 (1 名)

	5 番	土方 明日香	11 番	瀬瀬 政行	18 番	仲田 菜那
--	-----	--------	------	-------	------	-------

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名について
- 第 2 議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について
- 第 4 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について
- 第 5 議案第 38 号 農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について
- 第 6 議案第 39 号 農地経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について
- 第 7 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 高垣 浩

事務局 副局長 堀田 稔勝 書記 鈴木 由貴

7. 会議の概要

(開 会)

○事務局

定刻になりましたので、職務代理者の大島様から開会宣言をお願いいたします。

○職務代理者

皆様、お疲れさまです。

ただいまの出席委員は、19名中16名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。

本日、5番の土方明日香委員、11番の瀬瀬政行委員、18番の仲田菜那委員より欠席の旨連絡がありましたので御報告いたします。

これより、令和6年第8回恵那市農業委員会総会を開催いたしますので、よろしく願いします。

なお、本日議事日程は、お手元に配付されております議案のとおりです。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をよろしく願いいたします。

恒例によりまして、ただいまから農業委員会憲章の唱和がありますので、御起立願います。

7番の曾我佳奈子委員の先導によりまして唱和となります。曾我委員、よろしく願いいたします。

[農業委員会憲章の唱和]

○職務代理者

ありがとうございました。着席願います。

それでは、林会長より挨拶並びに議事進行のほうよろしく願いいたします。

○議長

御苦労さまです。先週、15日に県農業会議の常設委員会がありまして、その前に営農型太陽光発電設備に係る農地転用許可制度についての話がありまして、今年の4月以降、この制度が改正をされております。営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とすることが、この改正の目的であります。

改正点はいろいろあるわけですけど、審査時のチェックポイントとして、市町村で栽培されていない、または生産に時間を要する農作物を作る場合。それ以外に、市町村で栽培実績があると、1年以内に収穫可能な農作物である場合。その場合の審査については、知見を有する者の所見を参考にして、単収等の適正性を判断していくことになりまして、今

の知見を有する者がポイントではないかなと思います。

今、県内で営農型太陽光発電による営農の作物で一番多いのが榊だそうです。152 軒あって、119 軒が榊。その次に、中野方町でやってますブルーベリーというデータがあるそうです。その中で、地域計画が今なされてますけど、地域計画の関係でいくと、地域計画の達成に支障が生ずる恐れがある場合は許可できない。集積等の対象農地は許可できないことになっています。

報告の段階ですが、報告もいろいろチェックしていくわけですけど、現場の整備状況と申請時の生育の指標、計画書があると思いますけど、それに相違がない、順調に生育しているか、現地の確認をしっかりとすること。単収については、地域の平均的な単収があるわけですけど、その8割以上の単収があることを確認していくということです。

不適切事案の対応では、まず、口頭で指導する。それから書面での勧告。次に、応じない場合は許可の取消し、あるいは現状回復命令等の勧告書も出すわけですけど、最終的には、従わない場合は、事業中止・撤去になります。

恵那市の場合は、事業報告書とか期日については順調にやったかということですけど、内容についてはしっかりと精査をしていくことになると思います。よろしくをお願いします。

台風が近づいておりまして、いろいろ備えがあるので、早めに終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

日程第1 議事録署名委員の指名について

○議長

日程第1の議事録署名委員の指名ですが、恵那市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長

異議がございませんので、本日の議事録署名委員に、16番水野守文委員及び17番保母直彦委員をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局の堀田副局長と鈴木局員を指名いたします。お願いします。

日程第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長

日程第2 議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第35号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。総会議案書関係資料は、タブレット内のサイドボックスに入れてありますので、そちらを御覧ください。

資料の2ページをお願いします。50番、長島町正家と東野の案件です。3ページは議案書です。4ページは位置図です。申請地は、恵那総合庁舎を中心に、西側と東側にそれぞれ位置しています。5ページから7ページは、それぞれの位置の拡大図が載せてあります。全部で11筆あります。8ページから10ページは、現地写真です。現況は休耕地及び田です。

申請理由は、農地を譲受け、父親の協力を得ながら担い手として農業経営を拡大し営農に励むものです。

11ページ、51番、長島町中野の案件です。12ページは議案書です。13ページは位置図です。申請地は恵那文化センターの南側に位置している場所です。14ページは拡大図です。この場所につきましては、6月に5条で宅地調整の許可申請があった箇所の残地の場所です。15ページが現況写真です。現況は休耕地です。

申請理由は、隣接する自己所有の農地と共に維持管理をし、営農に励むものです。

16ページ、52番、中野方町の案件です。17ページは議案書です。

18ページが位置図です。申請地は、中野方小学校南東側に位置している場所です。19ページが拡大図です。20ページが現況写真です。現況は休耕地です。

申請理由は、自宅に隣接する農地を譲受け、維持管理をし営農に励むものです。

21ページ、53番、明智町の案件です。22ページが議案書です。23ページが位置図です。申請地は、明智中学校の南東側に位置しております。24ページが拡大図です。赤く囲ってある箇所が今回の申請地です。25ページが現況写真です。現況は畑です。

申請理由は、隣接する自己所有農地と共に維持管理をし、営農に励むものです。

26ページ、54番、明智町の案件です。27ページが議案書です。28ページは位置図です。

1つ前で説明させていただいた場所と同じ、明智中学校の南東側に位置しております。

29 ページは拡大図です。先ほどの申請地の隣の場所が、今回の申請地です。30 ページが現況写真です。現況は畑です。

申請理由は、自宅近くの農地を譲受け、地域の営農者に指導を仰ぎながら維持管理をし、営農に励むものです。

31 ページ、55 番、明智町横通の案件です。32 ページが議案書です。33 ページが位置図です。申請地は、明智振興事務所の南西側に位置しております。34 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地で、全部で2筆です。35 ページ、36 ページが現況写真です。現況は休耕地です。

申請理由は、購入する社宅近くの農地を譲受け、維持管理し営農を行うというものです。第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

○議長

ただいま、事務局から農地法第3条の規定の許可申請について、5件について説明がありました。

この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

50番と51番について、第1地区、小坂宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1番

地区委員会で、21日に現地調査と審議を行いました。50番の■■■■さんに所有権移転する案件です。恵那市正家後田の1067-74が1,715平方メートルあります。そのほか、10筆を所有権移転されたいという案件です。全面積が9,652平方メートルになります。

移転者の■■■■さん、その人は、お父さんが自営で営農をよくやっておられる。譲渡人は高齢者で、現在、居住地も遠方なので、農地の管理が、耕作できない、困難であることで、■■■■さんに所有権移転したいということです。

父が専業農家で耕作されていて、自分が1町2反ぐらい、引受けが1町3反ぐらいあるということです。畑が5反ぐらい、あと1町4反ぐらいが水稻をやっておられる家族です。家族は、お父さんとお母さんと本人です。

今までやられていることと、農機具もトラクター、30馬力が1台。田植え機、5条植えが1台。コンバインが、4条刈りが1台。トラック2台と大規模にやられているみたいです。農業経験は、お父さんたちは50年ぐらい、本人は10年ぐらいです。

お父さんたちを手伝いながら 10 年やっておられるということで、地区委員会では問題ないという判断をしましたので、よろしくお願いします。

次に、■■■さんから■■■さんへの所有権移転です。これは、長島町中野の案件です。378-2 の 252 平方メートルを譲渡したいという案件です。

譲り受ける■■■さんが、ほかにも農地を持っておられるということで、問題ないかなと思いました。この土地が畑です。桜の木が 4 本植わって、枯れた木が 1 本あります。営農計画の中にトラクターで耕し、播種、植付けを田植え機で行う。水管理とかそういう項目があって、最後に収穫をコンバインで行うという営農計画でした。

地区委員会では木を処理して畑に戻してもらえる返答があれば許可相当という話でしたが、田植えを畑にするという営農計画を出してくるような案件は認められないと判断をしましたので、よろしく審議をお願いします。

○議長

続きまして、52 番について、第 3 地区、安江建樹委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○10 番

17 ページをお願いします。52 番の中野方町上勢井後という場所です。

21 日に、第 2、第 3 地区委員会の開催をしていただきました。所有権移転を行うものでして、登記簿地目で畑 82 平方メートルとなっております。20 ページの現況写真になりますが、畑地ですが、今は、草刈りはされておるようでございますが、耕作はされていない状況でございました。

譲渡人、■■■さんは町内に在住しておりますが、今回は 19 ページの写真でいうと右隣の土地がありますけど、■■■さんが譲り受けるということでございます。申請地には、季節野菜を植えることになってます。農機具については、耕運機、軽トラックとトラクターを持っていますので、問題ないと判断いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長

続きまして、53 番から 55 番について、第 5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

8 月 20 日に地区委員会を開催しまして、現地確認と事前審査の実施をしました。

53 番、場所は 24 ページの農地です。53 番と 54 番は申請地が隣同士にございまして、譲渡人は同一人です。譲渡人の方は■■■■の町中に住んでみえまして、実質は、53 番で譲受人の■■■■さんが、24 ページの写真でいきますと、道路挟んで左上にあるのが譲受人の自宅です。申請地のすぐ左下、隣接のところが譲受人の農地です。実質、その方が管理をしてきたということをございます。登記簿上は田ですが、現状は果樹畑、畑をやっておる状態です。

自宅近くで、譲受人は隣接で営農をやっていることで、何とか受けてくれんかという話で受けられたと。譲受人の方は、農業機械もフル装備で持っておりますし、自己農地も管理してみえるということで、問題ないと思います。

54 番、隣接の農地でございまして。譲受人の方は、これも登記上は田ですけど、現状は果樹、柿が少し植わっている。譲受人は、29 ページの写真でいきますと、申請地のすぐ右に住宅があります。52 歳で農作業経験はありませんが、草刈り機や管理機等は所有してまして、先ほどの 53 番の譲受人の■■■■さんの指導を受けながら、協力を得て、果樹園の管理をするものをございます。

53 番、54 番の 2 件については、地区委員会としては問題ない案件と判断しましたので、御審議をお願いします。

55 番、明智町横通の案件です。大変山の中でして、申請地が、明智町横通の■■■■のすぐ南に位置する、空き家に隣接する農地が 2 筆ございますが、登記上、田が 6.61 平方メートルと 52 平方メートルです。

場所的には、34 ページの写真を見ていただきますと、該当の小さな農地がございますが、すぐその右上といいますか、横に空き家がございます。この空き家に付随する農地で、現状は、35 ページ、36 ページ見ていただきますと、宅地の敷地続きのような様相をしておりまして、非常に農地性に乏しく、また境界の確認が困難だという状況でございました。

譲渡人の方は■■■■に在住で、空き家の所有者ですが、平成 21 年に相続受けましたけど、耕作管理ができていませんでした。今回、譲受人が、■■■■にあります■■■■の代表の方ですが、所有権移転を行って、家庭菜園として管理するという申請書の計画です。申請書に記載の内容は、農作業従事日数が 0 日の記載、空き家は社員宅として利用する。申請地の現地確認と申請内容に乖離がありました。申請者が農地として利用できるのか不明であるため、本案件については、地区委員会としては不許可相当と判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

○議長

ただいま、5件の説明がありました。その中で、55番については不許可相当。

その前に、第1地区の51番について、委員長からは認めることはできないという話でしたが、事務局そこを説明してもらえますか。

○事務局

こちらの農地は、伐根しなければ農業ができない状況であり、それについての修正の指示をしたところ、回答といたしまして、桜については伐根をして、耕作地としてやっていくこと。あと、他の場所についても、農地として使っていなかった状況がありましたけど、今後の耕作計画について提出がありました。

○1番

中野に■■■さんから譲り受けた農地があり、そこを見たら、1反近くある田んぼの真ん中に10メートルほど1列だけ里芋が植えてありました。そんな状況で営農を認めていいのかわ。全然、やってないわけではないけど、それでいいのかわ、それを営農と言えるのかわ。

会議の前に現地を見たら、そういう状態だったので、この人に営農意欲があるという記載がありましたけど、渡していいのかわ。

つまり、畑地で木を切ろうが何しようが、営農計画は水稻の計画が出ているので、これは1回戻して、もう少し営農計画を考え直していただきたい。こういうものをこういうふうにして、こういうものを作りますよ。隣人やそういう人に分け与えるなら、それでもいいですけど。

根本的に営農計画自体が全然整っていない。これを認めたら問題と思うので、もう少ししっかりした営農計画書を出してもらいたいと思います。

○事務局

市は、申請書が出てきたら、行政手続法上、受け付けなければいけません。内容に不備があっても、市でこれは受け付けます。地区委員会で出た課題は、桜の木が4本植わっている農地で水稻を行うのは内容が不明瞭であるため、この課題にどのように考えますかと改めて聞き直したところ、桜の木は抜根して、畑を作るという記載に直されて出てきました。

○1番

過去に3条許可を出した隣の畑を見ましたか？

○事務局

隣の畑の確認も併せて、■■■さんに書士を通じて確認したところ、9月から耕作を再開すると御回答をいただいております。

○1番

2年間近く荒れています。

○10番

営農計画書の今回申請された土地で何をする、畑にするのか、田んぼにするのかについて、何て書いてありますか。

○事務局

季節野菜、252平方メートルです。

○10番

そこにはどういう耕作の仕方と書いてありますか。

○事務局

耕起を耕運機、トラクターにて行う、とあります。

○10番

播種の作付は？

○事務局

手作業、田植え機にて行う。水管理は手作業となっています。

○10番

播种植付けのときに田植え機と書いてあるのですか。

○事務局

書いてあります。

○10番

畑にすると言っているのにそこがおかしい。申請地を畑で使うのか、田んぼで使うのか、ここのチェックない。そこが直っていない。

○1番

季節野菜と言われるけど、どういうふうで作られるのかと思いました。これを読んだときに、田植え機で植え付ける、コンバインで刈り取る。認められないと考えます。

○15番

この申請書の内容では、不許可相当と考えます。

○議長

他の方の意見も聞きたいですけど、どうでしょうか。

○6番

書類の受付の件ですけど、出てきたものは、何も審査せずに受けるのですか。

○事務局

受付段階で、必要書類がそろっていないと受け付けないこともあります。ただ、申請の中身、内容については地区委員会、総会で判断していただきます。地区委員会で、内容に矛盾があれば、再度、申請者に内容か聞くことはありますが、受付段階では、書類が揃っていれば受け付けることにしています。

○1番

あの段階で、畑としての申請で、営農計画書は田んぼにすると出てるので、それを受け付けることはできないと私は判断しました。

この人の営農について、過去にすぐ隣を取得されてみえますが、ここへ来る前に見に行ってきましたら、本当に申し訳程度に里芋が植えてあった。広い耕作地であるのに、一列だけ里芋が植えてある。奥まで植えてあるのではなく、一部だけ。

○議長

51番については、特に申請内容と営農計画書に乖離がみられます。

55番も、委員長から説明がありましたように、内容的に営農計画書等が完全に不備であることで、委員会では承認できないと出ています。

○1番

判断するのは営農計画書なので、この営農計画だけじゃなくて、もう少し詳しく分かるような、いつまでにこういうことをやって、いつまでに苗をこういうところから購入して、植えますよとか。そういう記載ができるような営農計画書を作ってほしいという要望です。

地区委員会までにそれが整ってなければ、こっちも判断しづらいです。

○議長

これで質疑を終わります。

それでは、採決をいたします。

議案第35号につきましては、番号50番から55番まであるわけですが、そのうちの51番、55番については、書類の不備と実際に営農が出来るか不明確であるため不許可とします。あとの3件の案件については、原案のとおり承認することで、賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長

3条につきましては、よろしく願いいたします。

日程第3 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

続きまして、日程第3 議案第36号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

続きまして、農地法第4条の許可申請の説明をさせていただきます。資料は37ページからです。

16番、岩村町の案件です。38ページは議案書です。39ページが位置図です。場所は岩邑小学校の東側、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地になります。40ページ拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となります。41ページが現況写真です。現況は既に建物が建っており、経緯書が添付されております。42ページは計画図です。

申請理由は、昭和50年頃から倉庫件物置の敷地として利用してきたが、相続により農地であることが判明したため、今回、申請するものです。

4条につきましてはの説明は以上です。

○議長

第4条は1件の説明です。この件については、地区委員会で協議をさせていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

16番について、第4地区、宮原博委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

8月20日に、地区委員会にて現地調査を行いました。申請人は、以前、親から譲渡されていた家屋、昭和50年頃建てられた倉庫の一部及び物干し場が農地であるために、この部分、132平方メートル、登記上、畑を宅地として変更する許可申請するものです。これについては始末書が添付されています。北側と南側が宅地、東側が農地、西側が宅地。

雨水は既設水路です。

なお、この建物は現在空き家になっており、付近に被害は出ないと思いますが、万一それに生じた場合は、申請人が対応される予定でございます。

地区委員会で検討の結果、事後申請で致し方ないということで、地区委員会では承認しましたので、御検討をお願いいたします。

以上です。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑ありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 36 号、番号 16 番の「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

全員賛成ですので、議案第 36 号は、申請のとおり許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。

日程第 4 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

○議長

次に、日程第 4 議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

農地法第 5 条の許可申請の説明をします。資料は 43 ページからです。

43 番、大井町の案件です。44 ページが議案書です。計 6 筆となっております。45 ページは位置図です。申請地は J R 恵那駅の北側です。公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地になります。46 ページは拡大図です。赤枠で囲ってあるところが申請地です。全部で 6 筆あります。47 ページが現況写真です。現況は休耕地ですが、過去に埋め立てられたところがあることで、今回、そちらの経緯書が添付されてまいりました。

た。この経緯書の内容について、御説明いたします。

この土地については、今現在、所有者の方が、平成 19 年に生前贈与で取得した当初からこのような状態になっている状態でした。これは、今から 30 年ほど前に資材置場として貸した際に埋め立てられたようで、耕作を試みたこともありますが、既に地盤が固められた状態であったため、営農することが難しく現在に至っているという内容でした。

この土地についてこうした活用がされたことに対して、農地法の申請をすることの知識がなかったため、申請が抜けており、申し訳ございませんといった内容の意見書が添付されています。

48 ページが計画図です。赤い箇所が今回の申請地の計画図で、リニア中央新幹線の予定地として収用される住宅用地の代替地として整備するという内容です。

49 ページ、44 番、大井町の案件です。50 ページが議案書となっております。51 ページが位置図です。こちらは、先ほど説明しました案件のすぐ隣の場所です。こちらが第 2 種農地になります。52 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地で、先ほどの 5 条の場所とすぐ隣の場所です。53 ページが現況写真となっております。現況は休耕地です。54 ページが計画図です。赤枠で囲ってある場所が、こちらの計画図です。

申請理由は、先ほどと同じで、リニア中央新幹線の予定地として収用される住宅用地の代替地として整備するという内容です。

55 ページ、45 番、武並町竹折の案件です。56 ページが議案書です。57 ページが位置図です。武並振興事務所の南側に位置しております。こちらが公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地となります。58 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地となります。59 ページが現況写真です。現況は畑と休耕地で、倉庫が建っておりますので、そちらの経緯について始末書が添付されています。60 ページが計画図です。

申請理由は、祖父名義の申請地を譲り受けて住宅を建築するという内容です。

61 ページ、46 番、上矢作町下の案件です。62 ページが案書です。63 ページが位置図です。申請地は、上矢作振興事務所の南側で、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第 2 種農地となります。64 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地となります。65 ページが現況写真で現況は原野です。66 ページが計画図です。

申請理由は、申請地を譲り受けて、自宅、自分の管理している住宅敷地への進入路として整備するという内容です。

67 ページ、47 番、山岡町馬場山田の案件です。68 ページが議案書です。69 ページが位置図です。申請地は、明智鉄道山岡駅の東側に位置し、公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地となります。70 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある場所が申請地です。71 ページが現況写真です。現況は休耕地です。72 ページが計画図です。

申請理由は、申請地を譲り受けて、太陽光発電システムを設置するものです。

73 ページ、48 番、同じく山岡町馬場山田の案件です。74 ページが議案書です。75 ページが位置図で、申請地は同じく明智鉄道山岡駅の東側です。こちらも公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地と判断されます。76 ページが拡大図です。赤枠で囲ってある箇所が申請地です。77 ページが現況写真で現況は休耕地です。78 ページが計画図です。

申請理由は、申請地を譲受け、太陽光発電システムを設置するものです。

第5条申請につきましての説明は以上でございます。

○議長

ただいま、第5条の規定による許可申請6件についての説明がありました。この件については、各地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

43 番、44 番について、第1地区、小坂宏正委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 番

43 番は譲渡人が■さんで、譲受人が■■■■■■■■■■の代表、■■■■■■■■■■さんで、宅地分譲地という目的です。場所は大井町野尻■■■■■■■■■■ほか5筆です。面積は2,284.33です。登記簿は田2筆、原野4筆。現状は休耕地になっております。説明にあったように、埋め立てされた土地なので、田んぼを作るとか、そういう動きはない。北側が■■■■■■■■■■の残地、東側が公衆道路。南側が田、西側が田。これは3筆あります。南側と西側の農地には、隣地者承諾書があります。

転用理由ですけど、当該地は、リニア中央新幹線の工事により、住宅用地が収用される計画となっております。そのため、住宅用地の代替が必要となることから、申請地を譲受け、■■■■■■■■■■が造成し、造成後分譲するために転用申請するものです。

先ほど説明もありましたように、44 番は■■■■■■■■■■さんの土地があります。■■■■■■■■■■の113平方メートル。開発の総面積が2482.33平方メートルで、4区画になるということです。

地区委員会では、リニア関係の分譲で、[REDACTED]が行うことなので、問題ないと判断しましたので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長

続きまして、45 番について、第2 地区、渡会邦憲委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○8 番

8 月 21 日、地区委員会におきまして、現地確認と事前審査を行いました。

申請地は田ですが、状況は休耕地と畑で、野菜が耕作されておりました。譲渡人は祖父の[REDACTED]さん、譲受人は孫の[REDACTED]さんで、家は、婚約者の[REDACTED]さんと共有名義で新築予定です。現地の状況ですが、北側、西側は、[REDACTED]という工場の通路でして、東側は市道、南側は農地であるため、所有者から承諾書は出ております。また、既設の農機具倉庫が建っておりまして、これは平成6年8月に建てたみたいですが、始末書が添付されておりました。雨水は自然浸透及び既設の側溝へ流します。汚水は東側道路内の下水管に流します。

地区委員会としては問題ないと判断しましたので、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

続いて、46 番について、第4 地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12 番

8 月 20 日に地区委員会で現地確認を行いました。

申請人は、住宅への進入路を借地として使用していましたが、進入路と一体利用地を含む90平方メートルのうち、道路との接合部分30平方メートルが農地、登記上、畑と判明したため、このたび、進入路90平方メートルを一体利用地を含めて譲受け、農地の部分を転用するということでございます。

地区委員会で検討の結果、問題ないと承認しましたので御検討お願ひいたします。

○議長

続きまして、47 番と48 番について、第5 地区、梅村安範委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○15 番

47 番と 48 番は、いずれも山岡町馬場山田の譲渡人、[REDACTED]です。転用事業者は、[REDACTED]という太陽光発電の事業者です。同一当事者による、道路を挟んだ2団地による太陽光発電設備用地の転用です。所有権移転です。

47 番は、場所的には、いずれも山岡町馬場山田の[REDACTED]の急傾斜地の畑です。譲渡人は、平成 23 年に相続を受けましたが、以前から、ほかの方に管理を依頼しておったんですが、畑で面積が大きいのと、急傾斜地で大変困難ということで次の受け手も見つからずに、放棄をされて、大分荒れてきておるところです。

今回、47 番が、7,143 平方メートルの畑のうちの 987.33 平方メートルを太陽光発電。恒久転用ですけど、所有権移転。場所的には、70 ページの写真を見ていただきますと、右の標高が高く、左が下がってるほうです。赤の点線が1筆の畑ですが、現状は段々になっています。一番上の道路際を、987.33 平方メートルを太陽光発電設備。

右側、上の段になるのですが、携帯電話の鉄塔設備施設の宅地です。北側は道路に接している。南側及び西側は自己の残地の農地です。雨水排水ですけど、既設の道路側溝にて排水されることで、周辺農地への影響はないと判断しました。

48 番も同じ同一人物ですが、76 ページの写真を見ていただきますと、真ん中の道路を挟んで反対側の右下が、先ほどの 47 番の案件で。48 番の案件は、その下、道路を挟んだ反対側の上になるところです。これも畑で、2,321 平方メートルのうち 987.32 で、道路を挟んで、2 団地で2か所という考え方で出されたものです。

48 番、申請地の北側と南側は公衆用道路があります。東側は原野です。西側は、残地の自己所有の畑です。雨水排水は、既設の道路側溝へ排水するというので、周辺農地への影響ないということでございます。

以上、2 件につきましては、地区委員会としては、1,000 平方メートル以内で、2 団地で分割されたものですが、書類的にはやむを得ない案件だと判断をいたしましたので、御審議をお願いします。

○議長

ただいま、議案第 37 号について6件の説明がありました。

これについて質疑をお願いしたいと思います。

○1 番

補足説明ですが、用途廃止部分が2件あります。65 平方メートルが道、20 平方メートルが道路脇の土地です。あと一つは、北側の残地が道路で収用予定。道路のために収用す

ることで、市が買い取る。あと一つは、 さんの残地はりニアで買い取る。いずれも道路になるような図面でした。

以上です。

○議長

質疑はどうでしょうか。

○10番

47番、48番ですけど、これは、農振は外れておりますか。

○事務局

外れております。

○10番

分かりました。

7,000平方メートルもあるとか、2,000平方メートルもある。ほ場整備はされたわけではないですね。周辺は、ほ場整備されているように見えますが。

○15番

開拓地だと思います。原野も自力開墾したようにみえる。

○10番

山岡の2件の別々で申請出てきていますけど、開発協議はまとめて1件として扱わないのでしょうか。

○事務局

都市整備課に確認をしておりますが、圃場を挟んで真ん中に市道が入っております。市道の幅員が4メートル以上のものであれば、それは1団の開発とみなさないということを確認しています。

○議長

ほか、よろしいですか。なければ、これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案の第37号、番号43番から48番の「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり許可相当と認めるとすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

ことで、これは許可を得ております。

問題は [REDACTED]。これが、全然許可を受けずに、当時、そのまま造成して、この状態にして、駐車場として使っている。今回、その部分を申請したいということで出てきたのが現状です。事変で出ておりますけども、これに至る資料が不足しておりますので、地区委員会で検討しづらいということで、1か月延ばさせていただきまして、次回に地区委員会で、資料が出たところで検討して、ここに上程したいと考えていましたので、そういうふうにさせていただきました。

以上です。

○議長

追加分の358平方メートルの資料がない、5条申請が出てない。

○15番

基本的に、例えば面積の申請を、実測したら面積が変わったとか、事業の内容が変わったとか、あるいは、事業者が変わったのが本来の計画変更です。新たに転用農地を追加するのは、5条と同時に出してもらわないと、これ単体で事変だけで通すことはできないと思います。

○事務局

地区委員会で、何が不足しているのかという話になりました。事業計画の変更だけでは審査ができませんので、5条の申請書も必要です、という話はしています。どうされますかと聞きましたら、今後、5条の申請を出されると聞いております。

今回、判断できないとしても、次回の岩村の地区委員会のときまでには、5条の申請書と一緒に出てまいりますので、そこで判断をいただきたいと思っています。不許可には、それなりの理由が要ります。

○10番

今回の案件については、別に5条の申請をいただかないと、受付したらいけなかったのではないかと。

○事務局

そういう指導はしておりますが、両方のセットがありませんので、これも出してくださいという話はしています。

○10番

出てきてないですか。

○事務局

はい、出てきてないです。

○15番

計画変更と5条と同時に審査をして、意見を付して出すべき。5条が出てないのに、事変だけを県に出すなんてことはない。だから、これは不許可で、意見をつけて出せば良い。翌月に、事変と併せて5条で、一緒にセットで出してもらって、審査して許可相当で進達すれば良い。

○議長

これ自体、事業計画変更該当しないのではと思います。出すとすれば、先ほど意見があった、不許可にせざるを得ないと思います。事業計画変更だけではなく5条とセットで出てきますから。

○議長

これについてはいろいろ質疑が出ましたが、採決をしたいと思います。

議案第38号、5番の「農地転用許可後の事業計画変更に対する意見について」は、これは不許可相当とする。その理由については、事業計画変更だけでは判断がつかない、ということで、進達することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、議案第38号は、不許可相当と認めるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対し進達することに決定しました。よろしく願います。

日程第6 議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

○議長

次に、日程第6 議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

次の議案を説明します。85ページをお願いします。

86 ページが議案書です。今回は、10 年間の中間管理です。内訳は、田で 798 平方メートル、畑ゼロ、合計 798 平方メートル。借り手 1、貸し手 1 の農用地利用集積計画です。

87 ページに項目が書いてあります。農地の所在は岩村町です。借り手は [REDACTED] [REDACTED] です。利用権の種類は使用賃借権。借入期間は 10 年間となっております。こちらにつきましては、農業経営基盤強化促進法の経過措置により、同法改正前の 18 条第 3 項の各号の要件を満たしていると考えております。

説明は以上でございます。

○議長

農用地利用集積計画については 1 件の申請がありました。この件については、地区委員会で協議をしていただいておりますので、地区委員長より説明を求めます。

1 番について、第 4 地区、宮原博委員長より協議の様様についての報告と案件の説明を求めます。

○1 2 番

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、岐阜県の [REDACTED] から岩村の [REDACTED] [REDACTED] へ貸しましたので、問題ないと思いますので、許可をいたしました。

以上であります。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありましたが、この件について質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

これで質疑を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第 39 号、番号 1 番の「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項規定による農用地利用集積計画の決定について」は、申請のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 39 号は、申請のとおり承認することに決定しました。

日程第 7 非農地証明について

○議長

続いて、日程第7 議案第40号「非農地証明について」を議案とします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

非農地証明について御説明いたします。88ページからとなります。

89ページが申請書です。今回は岩村町飯羽間で申請が上がっているものです。90ページが位置図です。岩村カントリークラブから西側の奥に、申請地と赤く囲ってある場所です。拡大図がありますが、ほぼ山の中という状況です。92ページが現況写真で、確認のために現地に向ったところ、途中からはこれ以上入っていけないような状況でしたので、遠景ですが、現況写真が載せてあります。

こちら、申請のありました土地ですが、要綱第3条(2)イの記載にあるとおり、現況は原野化しておるといふ状況で、当該土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる状況のため、申請があった土地につきましては、非農地証明の認定基準に合致しておると考えております。

説明については以上です。

○議長

それでは、現地へ見に行っておられると思います。岩村町飯羽間の案件について、第4地区、宮原博委員長より協議の模様についての報告と案件の説明を求めます。

○12番

8月20日に、現地確認をしに行ってきました。現地、登記簿上は畑で、現況は山林になってまして、1,855平方メートルある。数十年前から全然耕作をされていないということで、休耕地になっております。現状、周りは全て山林に囲まれており、現地に行くのも大変なところですよ。登記簿上、畑になっていますが、道路を整備しながら、ここを再度、耕作できるよう開墾していくことが非常に困難であり、適当でないと思われまふ。地区委員会で検討の結果、非農地が適当であると判断しましたので、御検討をお願いいたします。

○議長

ただいま、地区委員長及び事務局から説明がありました。

質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

質疑を終わります。

議案第40号「非農地証明について」は、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、議案第 40 号は、原案のとおり承認されました。

以降、職務代理者に交代しますのでよろしく申し上げます。

○職務代理者

これをもちまして、令和 6 年第 8 回恵那市農業委員会総会を閉会します。皆さんお疲れさまでした。

(閉 会)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者 16 番

議事録署名者 17 番